



愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年12月18日金曜日 第167号外2

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....（税務課）..... 1

規 則

○愛媛県規則第64号

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年12月18日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例施行規則（平成19年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（事業税の不均一課税の対象となる法人又は個人）</p> <p>第4条 条例第3条第1項の知事が定める法人は、常時雇用する労働者の数が次条第1項第1号に規定する適用対象事業年度終了の日現在において43.5人未満であって、同日において雇用保険法第5条第1項の適用事業の事業主である法人とする。</p> <p>2 条例第3条第2項の知事が定める個人は、常時雇用する労働者の数が次条第1項第1号に規定する適用対象年の末日（年の中途において個人の行う事業を廃止した場合には、当該事業の廃止の日。以下同じ。）現在において43.5人未満であって、同日において雇用保険法第5条第1項の適用事業の事業主である個人とする。</p>	<p>（事業税の不均一課税の対象となる法人又は個人）</p> <p>第4条 条例第3条第1項の知事が定める法人は、常時雇用する労働者の数が次条第1項第1号に規定する適用対象事業年度終了の日現在において45.5人未満であって、同日において雇用保険法第5条第1項の適用事業の事業主である法人とする。</p> <p>2 条例第3条第2項の知事が定める個人は、常時雇用する労働者の数が次条第1項第1号に規定する適用対象年の末日（年の中途において個人の行う事業を廃止した場合には、当該事業の廃止の日。以下同じ。）現在において45.5人未満であって、同日において雇用保険法第5条第1項の適用事業の事業主である個人とする。</p>

附 則

この規則は、令和3年3月1日から施行する。ただし、第4条第2項の改正規定は、令和4年1月1日から施行する。